

別添

個人情報の適切な取り扱い方針

この方針は、在宅における医療・介護業務に携わる関係者等が、患者に関わる情報の取扱いについて、南空知医療・介護多職種連携情報共有システム（以下「バイタルリンク」という）を利用して、適切に管理するための必要な事項を定める。

1 個人情報とは

その情報によって、特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と容易に突合でき、特定の個人を識別することのできるもの）をいう。

- ① 氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報
- ② 個人の身体、財産、職種、肩書などの属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報
- ③ 映像、音声による情報
- ④ 死者の遺族等の生存する個人に関する情報（死者個人の情報は法律の対象外）

2 バイタルリンク利用者の承認

- (1) バイタルリンクの利用を希望する者は、あらかじめ「南空知医療・介護多職種連携情報共有システム利用申込書」（様式1）、「南空知医療・介護多職種連携情報共有システム説明書及び同意書」（様式2）を運用管理者に提出し、バイタルリンクの利用に関する所定の手続きを行わなければならない。
- (2) 運用管理者は、利用者に対し次に掲げる事項を遵守し、個人情報を適切に管理できる環境にあることを確認しなければならない。
 - ① バイタルリンクの利用者は、患者に関する個人情報の取扱いに関して、漏えいや目的外に利用しないことを誓約する（様式1）
 - ② 個人情報を医療・介護関係者が共有することの取扱いについて、患者や家族から同意を得ているか確認する。（様式2）

3 バイタルリンクの利用者及び管理者の責務

バイタルリンクの利用者及び運用管理者は、個人情報保護法、及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等に定める次の各号に関する事項について遵守しなければならない。

(1) 利用目的の特定

バイタルリンクの利用者が個人情報を取り扱うにあたり、その利用目的の範囲について、医療・介護サービスを担当する関係者及び機関が通常必要とされる、次に掲げる業務に特定しなければならない。

- ① 病院、診療所、薬局、介護支援専門員、医療・介護サービス関係者等との連携
- ② 患者等に提供する医療サービス
- ③ 患者等に提供する介護サービス
- ④ サービス担当者会議等によるサービス事業者等との連携
- ⑤ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ⑥ 患者の診療にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ⑦ 医療機関等からの照会への回答
- ⑧ 家族等への病状説明、心身の状況説明

(2) 安全及び正確性の確保

バイタルリンクの利用者及び管理者は、適正な医療・介護サービスを提供するため必要な範囲において取得した患者の個人情報と安全及び正確性の確保に必要な次の各号に関する事項を遵守しなければならない。

- ① 個人情報の漏えい等の問題が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合、バイタルリンクの管理者に速やかに連絡し、必要な措置を講じなければならない。
- ② 従業者及び従業者であった者との雇用契約や就業規則、教育研修等において、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すなど必要かつ適切な監督をしなければならない。
- ③ バイタルリンクを起動（ログイン）する際に使用する利用者 ID 及びパスワードは、利用を許可された本人以外が使用してはならない。
- ④ バイタルリンクを起動（ログイン）する際に使用するパスワードは、定期的に変更しなければならない。
- ⑤ バイタルリンクに登録されている個人データは、管理者の許可なく、無断でほかの共有システム等に複製してはならない。
- ⑥ バイタルリンクに関する情報通信ネットワーク及び情報機器等の環境については、管理者により情報セキュリティ上の安全性を認められた環境でなければ使用してはならない。

(3) 個人データの取扱いに関する本人の同意

バイタルリンクの利用者は、個人データの取扱いに関する本人の同意について、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 医療関係事業者が患者に医療サービスを提供するために必要な通常公表している利用目的の範囲において、外部の医療関係事業者へ個人データを提供することについては包括的な本人の黙示による同意を得ていると判断することが難しい場合には書面等による本人の同意を得なければならない。
- ② 介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準において、サービス担当者会議等で本人及び家族の個人データを用いる場合は、あらかじめ文書により本人及び家族の同意を得なければならないと規定されているため準拠しなければならない。

(4) 本人から求めによる保有個人データの開示

医療・介護関係者は、本人から当該本人が識別される保有データの開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法等により、遅滞なく当該個人データを開示しなければならない。

ただし、個人データを開示することで、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合など、法令に定める開示の例外に該当する場合は開示しないことができる。

(5) その他

バイタルリンクの利用者及び運用管理者は、各号に定める事項のほか、個人情報取扱い事業者として、「個人情報に関する法律」、及び「厚生労働省 医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイダンス」に定める事項を遵守しなければならない。